

「働く」…その前に 知っておきたい、知らなきゃいけない 「働くルール」

現在、開会中の国会では、安倍首相の掲げる「一億総活躍社会」にむけた「働き方改革」について議論されています。

「長時間労働の規制」や「同一労働同一賃金」の文字が、紙面をにぎわします。

でも、その実態はどうでしょう？

どうなるのでしょうか？

どうするのでしょうか？

…「働き方」、「働くルール（労働法）」は、「教職をめざす」、「就活している」学生のみなさんにとって大切な学習課題です。

また、多くが「アルバイト」をしているもとでは、決して「他人ごと」ではないはずです。

2014年「過労死防止対策推進法」が全会派一致で成立し、翌年7月「大綱」が閣議決定されました。

恥ずかしいことですが、この国の「KAROSHI」は、国際語となっています。立法化の力になったのは、「過労死・過労自殺」で命を

絶った若者の遺族や、その訴訟支えた代理人（弁護士）の方々の、長きに渡る運動の力でした。

その法律を、次世代の若者たちに「啓発する事業」が、厚生労働省の委託で行われています。

東京経済大学でも開催することになりました。

教職をめざす学生さん、就職活動に励んでいる学生さん、立ち止まって考えている学生さん、こぞってご参加ください。

3月10日(金)14:00～16:00

■東京経済大学 A311教室(1号館3階)■

■講師:玉木一成弁護士(過労死弁護団全国連絡会議事務局長)■

愛知県出身 中央大学法学部卒業 1985年 弁護士登録(37期)

1995年 東京駿河台法律事務所設立 リクルート、ワタミの過労死事案等を担当

●主催:東京経済大学 教職課程 ●共催:東京経済大学 キャリアセンター/学生相談室

連絡先「特別活動論」「教育実習」担当非常勤講師 綿貫公平

東京経済大学 学務課 教職支援室 電話 042-328-7899 E-mail: kyoshok@s.tku.ac.jp